

長岡京市介護予防サロン活動支援助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域自主組織が介護予防サロンを通じて推進する高齢者の介護予防等活動の支援を目的とした助成金の交付に関して、長岡京市補助金等交付規則(昭和57年長岡京市規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「サロン」とは、地域で暮らす高齢者等(以下「対象者」という。)と地域住民等が協力してつくる集いの場であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 長岡京市内の概ね自治会単位として実施するもの
- (2) 定期的かつ継続的に月2回以上実施するもの
- (3) 対象者があまねく参加できる内容で実施するもの
- (4) 地域にある介護事業所及び地域包括支援センターの協力を得て実施するもの
(交付対象団体)

第3条 助成金の交付対象団体は、サロンを通じて、次に掲げる介護予防等活動を推進しようとする地域自主組織とする。

- (1) 孤立防止を目的とした地域の仲間づくり
- (2) 閉じこもり防止を目的とした参加促進
- (3) 介護予防に配慮した多様なプログラムの実践
- (4) 生きがいづくりに配慮した学びの場づくり
- (5) 定期的な関わりによる困りごと相談の場づくり
- (6) 参加者同士による見守り及び支え合いの促進
(助成対象事業)

第4条 助成金の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1回当たりの開設時間が60分以上であること。
- (2) 開催は週1回を原則とし、少なくとも月2回以上実施するものであること。
- (3) 1回当たり5人以上の市内在住の満65歳以上の者が参加すること。
- (4) 活動場所等の安全性及び緊急性の対応策が確保されていること。
- (5) 地域住民が活動に参加できるよう周知し、新たな参加希望者を受け入れること。
- (6) 特定の器具及び用具を参加者に求めず、誰もが気軽に参加できること。
- (7) 1回当たり最低20分以上の運動機能改善のための運動を実施すること。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる要件に該当する場合を除くものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがある場合

- (2) 専ら特定の趣味やサークル活動等を行うことを目的とするものであると認められる場合
- (3) 政治的又は宗教的な活動を目的とするものと認められる場合
- (4) 営利を目的とするものである場合
- (5) 市の他の制度による助成金及び補助金等の交付を受けている場合
(実施場所)

第5条 次の条件を満たし、継続的に実施可能な場所であること。

- (1) 介護事業所内又は地域住民が気軽に出かけることができる自治会館や、集会所及びこれに準ずる場所
- (2) 概ね10人以上の利用者が、1度に利用しても支障が出ない程度以上の広さが確保されている場所
- (3) 建築基準法に抵触していない場所
(開設時間)

第6条 サロン活動の開設時間は、原則60分以上とし、利用者のニーズ等を考慮し、開設時間又は時間帯については変更することもできる。

(参加費等の徴収)

第7条 参加費及び食事代等は、会場費、材料費等を考慮し、営利目的とならない範囲の実費相当分として、助成を受けている団体が任意で定めることができる。

(守秘義務)

第8条 スタッフ等は、利用者への対応に十分配慮するとともに、知り得た個人情報等について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(交付対象経費)

第9条 交付対象経費は、助成対象事業に要する次に掲げる経費とする。ただし、この要綱に定める助成金以外の助成等を受けている場合においては、当該部分を控除して得た額とする。

- (1) 介護予防サロン開催協力費（以下この号において「協力費」という。）として介護事業所へ支払う経費。ただし、協力費として介護事業所へ支払う経費の対象経費は、次号から第10条に掲げる経費に係るものに限る。
- (2) 講師等謝礼
- (3) 会場使用料
- (4) 機材使用料
- (5) 消耗品費
- (6) 印刷費
- (7) 通信費
- (8) 光熱水費
- (9) 行事保険料
- (10) ボランティア保険料

(助成金の額)

第10条 助成金の額は、サロン1回について、5,000円を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定において、複数の地域自主組織が合同により1サロンを実施している場合は、サロンを実施している地域自主組織数を1地域自主組織として取り扱うものとする。

(交付の申請)

第11条 助成金の交付を申請しようとする地域自主組織は、長岡京市介護予防サロン活動支援助成事業助成金申請書(別記様式第1号。次項において「助成金申請書」という。)、実施計画書(別記様式第2号)、収支予算書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の助成金申請書を提出しようとする者は、予め高齢介護課長に相談及び助言を求めなければならない。

(助成金の決定)

第12条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、又は必要に応じて調査を実施し、助成金の交付が適当と認めたときは、速やかに長岡京市介護予防サロン助成事業助成金交付決定通知書(別記様式4号)により地域自主組織に通知するものとする。

(活動報告及び実績報告)

第13条 助成金の交付を受けた地域自主組織は、半期ごとに所定の活動報告書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 助成金の交付を受けた地域自主組織は、事業が完了したときは、直ちに実績報告書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第14条 市長は、前条に規定する事業の活動報告及び実績報告を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を決定し、長岡京市介護予防サロン助成事業助成金確定通知書(別記様式7号)を地域自主組織に通知するものとする。

(請求及び交付)

第15条 市長は、事業の執行前又は執行中に助成金の一部または全部を概算交付するものとする。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする地域自主団体は、長岡京市介護予防サロン助成事業助成金概算交付請求書(別記様式8号)に第12条の交付決定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第16条 市長は、第15条の規定により助成金の交付を受けた場合において、助成

金に余剰が生じた場合は、次のとおり助成金を返還させることができる。

- (1) 当該年度に決算額が確定し、助成金に余剰が生じた場合は、別に定める期限内に市へ返還するものとする。
- (2) 年度途中で活動を廃止する場合は、実際の開催に係る経費を超える助成金については、別に定める期限内に市へ返還するものとする。

(助成金の取消し)

第17条 市長は、

次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を受領しているときは、取り消された助成金の額を返還しなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき。
- (4) 暴力団の利益となる利用であることが判明したとき。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第11条関係)

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団体名
代表者名

長岡京市介護予防サロン活動支援助成事業助成金申請書

長岡京市介護予防サロン活動支援助成事業を実施したいので、助成金を交付されたく
長岡京市介護予防サロン活動支援助成事業実施要綱第11条の規定により、下記のと
おり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類 (1) 事業計画書
(2) 事業予算書

別記様式第2号(第11条関係)

実施計画書

① 事業の名称		
② 目的・期待できる効果		
③ 事業実施期間	年 月 ～ 年 月	
④ 代表者連絡先	所 属	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
⑤ 実施場所	公民館等・個人所有・借用物件(いずれかに○)	
	住 所	
	名 称	
	借用物件 の場合は 所有者名	
⑥ 参加対象者	<input type="checkbox"/> 65歳以上高齢者 <input type="checkbox"/> その他()	
⑦ 活動地域の範囲	概ね()地区	
⑧ 基本的な活動内容	実施日(定例)	
	実施時間(基本)	～
	参加者(予定)	人 ※1回当たり
	協力者(予定)	人 ※1回当たり
	年間実施回数(予定)	延べ 回
⑨ 利用者負担金	円 (1人1回当たり)	
⑩ 主な取組内容(参加者が取り組む内容)		

別記様式第4号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

長岡京市介護予防サロン活動支援助成事業
助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市介護予防サロン活動支援助成事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 助成事業名

2 助成見込額 金 円

3 助成条件

- (1) この助成金は、長岡京市介護予防サロン活動支援助成事業実施要綱に基づく助成事業以外に使用しないでください。
- (2) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあります。
- (3) 助成の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
- (4) 助成事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市介護予防サロン活動支援助成事業実施要綱の規定を遵守してください。

別記様式第6号(第13条関係)

実績報告書

(サロン名)

1. 収入の部

単位:円

科目	決算額	摘要
市助成金		長岡京市介護予防サロン活動支援助成事業助成金
参加者負担金		
収入合計	円	

2. 支出の部

科目	決算額	内容	摘要
支出合計	円		

別記様式第7号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

長岡京市介護予防サロン活動支援助成事業
助成金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした長岡京市介護予防サロン活動支援助成事業について、長岡京市介護予防サロン活動支援助成事業実施要綱第14条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

- 1 助成事業名 長岡京市介護予防サロン活動支援助成事業
- 2 交付確定額 金 円

別記第8号様式(第15条関係)

年 月 日

長岡京市長

団体名
住所
代表者名

長岡京市介護予防サロン活動支援助成事業助成金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の助成金について、長岡京市介護予防サロン活動支援助成事業実施要綱第15条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 概算交付が必要な理由

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

4 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店
預金種別	普通(総合口座を含む)・当座	
口座番号	No.	
(フリガナ) 口座名義人		